

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月9日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門  
廿日市拠点長 及川 寛

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 廿日市庁舎局所排気装置取替業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和7年5月31日
- (4) 履行場所 広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 廿日市庁舎
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所  
管理部門廿日市拠点管理チーム施設担当  
電 話 0829-55-3401  
F A X 0829-54-1216

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「廿日市庁舎局所排気装置取替業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「廿日市庁舎局所排気装置取替業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和7年1月22日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日ま

での質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に  
対して行うとともに当該機構のホームページにて公表する  
ことにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が  
発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、  
個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等  
を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所  
を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答す  
ることがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和7年2月7日 10時00分  
広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
廿日市庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の  
受領期限及び提出場所 令和7年2月6日 17時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて  
使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札  
書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入  
札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知  
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当該機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長  
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし  
て再就職していること  
② 当該機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めているこ  
と※注2
- なお、「当該機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開  
発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有す  
る者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力  
を与える者と認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲  
げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引  
の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契  
約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当該機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当該機構OB）の人数、職名及び  
当該機構における最終職名  
② 当該機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当該機構との間の取引高の割合が、次の区分のい  
ずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当該機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当該機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当  
機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

#### 8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 廿日市庁舎局所排気装置取替業務
2. 業務目的 本業務は、水産技術研究所廿日市庁舎環境保全実験棟の局所排気装置を取り替え、作業環境を保全することを目的とする。
3. 業務場所 広島県廿日市市丸石2-17-5  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所 廿日市庁舎
4. 履行期限 令和7年5月31日
5. 業務内容
  - 1) 環境保全実験棟(図1)に設置された既存の局所排気装置(協立製作所ドラフトチャンバー W120×H230×D75cm:図2)を解体し、廿日市庁舎内の指定の場所まで移動すること。
  - 2) 現在の局所排気装置が設置されているスペース(W150×H270×D110cm程度)に新たに局所排気装置を設置し、既存の排気ダクトへの接続・調整を行うこと。
  - 3) 新たに設置する局所排気装置は外寸法W120×H235×D85cm以内であること。また、作業面は酸、アルカリ、有機溶剤に対する幅広い耐薬性を有する材質とすること。
  - 4) 前面サッシはバランスウェイト方式とし、強化ガラスであること。
  - 5) 安全機構として、前面サッシの落下を防止する落下防止機能を有すること。
  - 6) 安全機構として、排気されていることが目視確認できる排気風量モニタを有し、排気風量が低下した際は異常内容を表示するとともに警報を発報すること。
  - 7) 前面サッシ開口面の風速を均一にして排気を行うことができるよう、バッフルプレート排気方式とすること。
  - 8) 付属品として、AC100V・15A抜け止め接地ダブルコンセントを3つ及び500Lx以上のLED照明を取り付けること。また、排気ファン運転スイッチ・照明スイッチを設け、オン/オフ操作が可能であること。
  - 9) 局所排気装置内では薬品の分注等の作業を行うため、下台はオープン型で座り作業に適していること。また作業を円滑に行うことができるよう、作業面の高さは80~95cmの位置であり、内寸法 開口幅104×開口高さ40×奥行55cm以上であること。
  - 10) 電源については既設配線を再利用し、必要に応じた工事を行うこと。
  - 11) 局所排気装置からの排気が周囲の作業者に害を及ぼさないよう、屋外ダクトは既存ダクトの吐出口(図3)を屋根上1.5m以上に延長し、雨滴侵入防止型のFRP製ベンチレーターを設置すること。
  - 12) 既存の局所排気装置に接続されている給水管及び排水管は撤去のうえ、床面で止水プラグ止め、床上掃除口の取り付けを行うこと。





図2 既存の局所排気装置

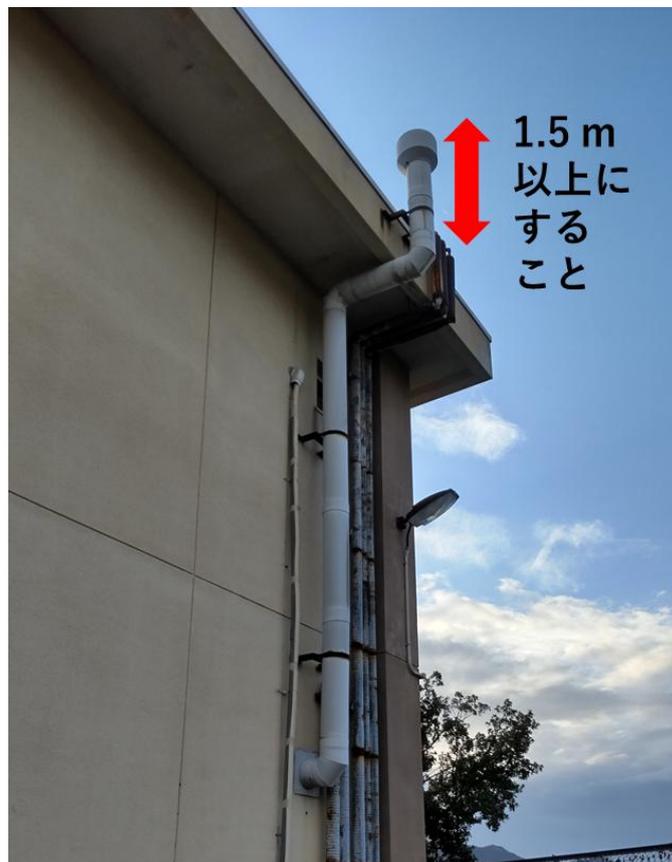


図3 既存ダクトの吐出口